

地域計画(変更案)

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	令和8年 月 日 (第2回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	美郷町 (05434)
地域名 (地域内農業集落名)	畑屋地区 (上畑屋、下畑屋、安城寺下、安城寺上、中野、大柳、大畑、湯竹、上外川原、下外川原、善元寺、塚、羽貫谷地)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	982 983 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	914 ha
② 田の面積	917 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	64 65 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	26 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	5.6 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・地区の平野部では主に水稻が栽培されており、山間部ではりんご等の果樹栽培が盛んである。

・米需要の減少や米価の下落などの影響により、主食用水稻以外の作物への転換が進んでいる。一方、新品種のサキホコレや減農薬・減化学肥料栽培など付加価値の高い米生産に取り組んでいる。

・転換作物としては、主食用以外の水稻や土地利用型の大豆が作付けされ、団地が形成されている。また、園芸作物では枝豆やアスパラガスなどの美郷推進作物が栽培されているほか、きゅうりや菌床しいたけのメガ団地が整備されている。

・地区内の畜産農家と耕種農家が耕畜連携に取り組んでいる。

・圃場整備地域では大区画の圃場が整備されるとともに農業法人が設立されて農地集積が進んでいる。未整備地域では主に集落営農組織や認定農業者が地域農業を担っている。

・担い手の高齢化や後継者不足などにより、将来の地域農業の担い手不足や未整備地域では耕作放棄地の拡大が懸念されている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・これまで整備してきた農業施設を活かした水稻の栽培を基幹作物とし、主食用以外の水稻や大豆の生産拡大を図る。
- ・園芸作物の栽培による農業経営の複合化やメガ団地による大規模園芸の維持・拡大を図る。
- ・圃場整備地域においては、圃場の大区画化に加え、スマート農機を導入して、更なる生産性の向上と省力化を図る。
- ・地区内や隣接地区の担い手に農地集積を図る。未整備地域においては営農継続に務めながら、生産性向上、担い手不足や耕作放棄地の解消など将来の地域農業の維持を図るために圃場整備や農業法人の設立を検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、農業を担う者による農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	71	%	将来の目標とする集積率	80	%
--------	----	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

隣接地の耕作者などを考慮しながら地区内の担い手を中心に農地の集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

地域の話し合い結果や隣接地の耕作者などを考慮するとともに、地区内の認定農業者等の担い手を優先して農地の集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理機構を活用して農地の利用権設定・権利移転・売買等を進める。

(3) 基盤整備事業への取組

未整備地域については、基盤整備事業や農業法人の設立を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

新規就農希望者に対し地域で見守りながら就農や営農に関するアドバイスなどのサポートを行い定着を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

- ・地区の防除協議会の役割を担う団体等に防除業務の委託を進める。
- ・労働力の不足と高齢化により地域の担い手が減少する中で、設備投資の限界もあるためJAに乾燥調製を依頼する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害防止対策として、防止柵を設置し、鳥獣被害の拡大を防ぐ。
- ②有機栽培や減農薬により環境への負荷をできる限り低減させた農業生産を進める。
- ③ロボット技術や情報通信技術を活用し、農作業の負担軽減や効率化を進める。
- ⑤引き続き栽培を継続し山間部の農地を守っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3: 提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

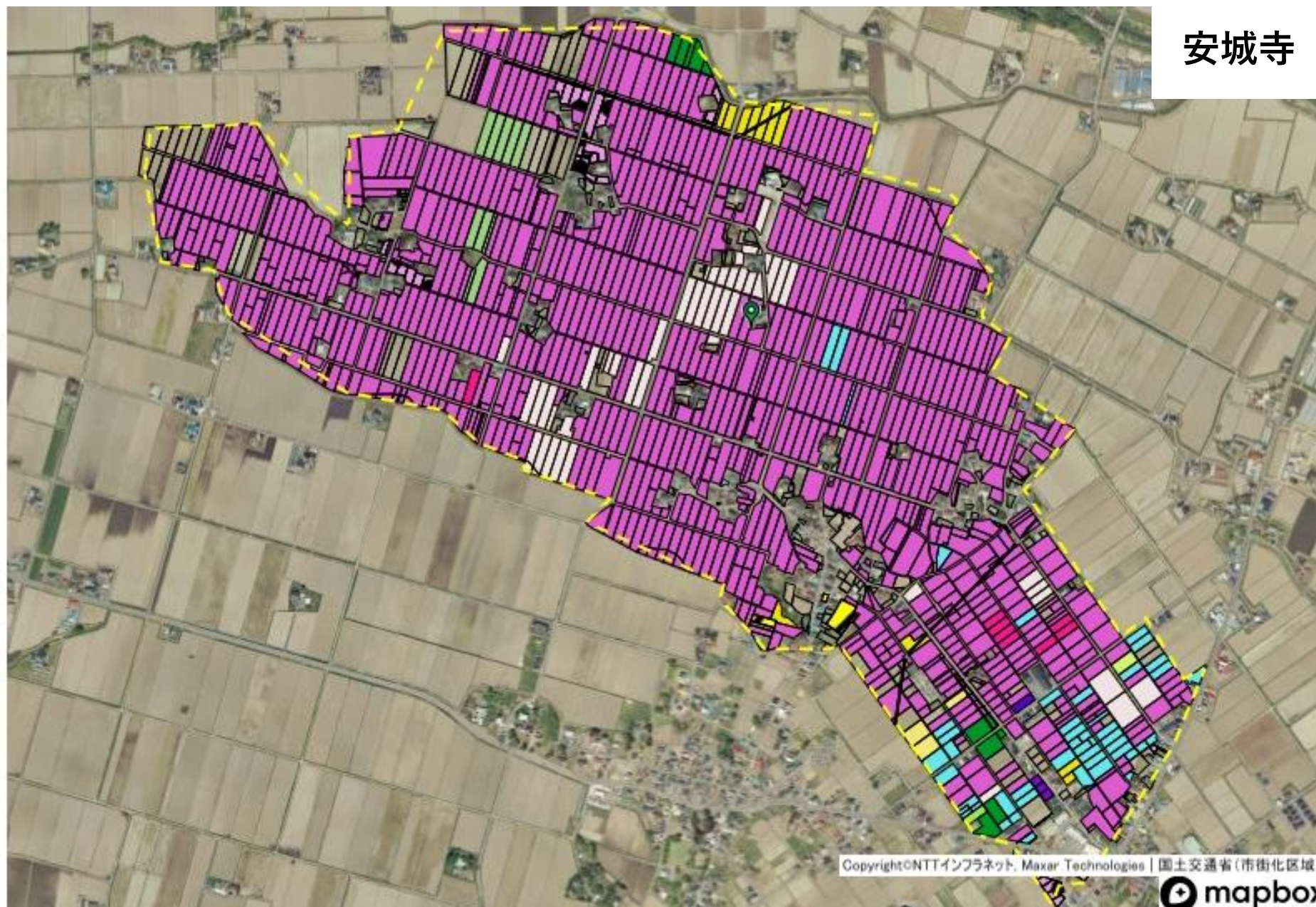
(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

安城寺



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)

